

從業員側より前記決議文別記三ニ付議服シ社長ハ物的保
証ニ付内諾ノ上更ニ協議スル事ニ決セリ

一月廿七日午後三時三十分より大改ハルニ於テ

事業主側中堅社長 宮田専務 從業員側天草外ニ名

ト會見未松給料ニ付協議スル事ハ之別記四書書ニ交換
セリ

D 次ヲ宮田専務ハ本社ニテ從業員代表八名ト會見懇談シ強

局從業員ハ約ニ割ノ減給ヲ承諾シ廿九日より新聞ヲ發行

スルコトニ決シ 尚廿八日由會見シ百五十圓ヲ着手金ト

シテ從業員ニ支給スル事ニ交渉成立者ニ全ク解決ヲ告ク

ルニ至レリ

為至當實ハ苦衷ヨリ必給料月千九百圓改代月千圓ヲ支出スル極
力代田ハ此ニ對シ客年七月以降亦猶不松ニテ動力ノ運賃ナキ為
一時毎日新聞社ニテ印刷ヲ遂メコトニ為レリ
右及申(通)報候也

別記(一) 決議文

吾等月吾等ノ方針ニ對シテ新聞即チ未松給料ノ支払と宣ハセテ現社長
中堅義義氏カ吾等ノ肩擔干渉を斷ツコトハ絶対反對ナリ

昭和六年一月廿四日

株式會社婦人會新聞社從業員一同

別記(二) 決議文

一 張々日未松給料金額ノ即時支払と他並要ナリ

一 社務系統ハ致スル右同類ノ解決(金額支給或ハ之ニ對シテ確實ナル物的保証ニ
の上改メテ其ノ交渉ハ右ノ如クナリ

右交渉ニ由ル宣ハセ委員と推挙ナリ

宣ハセ委員

編 天草謙太郎 丸山敏治 山五後夫

宣 宮本 吉造 妻木清造

仰 橋本早子之助 篠野直松 今川良造 岡田次郎

右決議ナリ

昭和六年一月廿六日

株式會社婦人會新聞社從業員一同